て同じ。）を当該合併法人の基準連結事業年度等とみなした場合における当該基準連結事業年度等。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人の当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人の月別売上金額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二　合併で基準連結事業年度等の開始の日（基準連結事業年度等がない場合には、設立の日。以下第十六項までにおいて同じ。）から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る合併法人（次号に掲げる分割法人等に該当するものを除く。）　当該合併法人の基準連結事業年度等（当該合併法人の基準連結事業年度等がない場合には、当該合併に係る被合併法人の基準連結事業年度等を当該合併法人の基準連結事業年度等とみなした場合における当該基準連結事業年度等。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人の当該調整対象年度の売上金額に当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人の月別売上金額を合計した金額を加算する。

三　分割等（分割又は現物出資をいう。）で基準連結事業年度等の開始の日から適用年度終了の日までの期間内において行われたものに係る分割法人等　当該分割法人等の基準連結事業年度等については、売上金額は、零とする。

14　前項及び第二十九項に規定する月別売上金額とは、その合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）の当該合併等の日前に開始した各連結事業年度（当該被合併法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「連結事業年度等」という。）の売上金額（分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）の日を含む連結事業年度等（以下この項において「分割連結事業年度等」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割連結事業年度等の終了の日とした場合の当該分割連結事業年度等の売上金額）をそれぞれ当該各連結事業年度等の月数（分割連結事業年度等にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月（分割連結事業年度等にあつては、当該分割連結事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の売上金額とみなした場合における当該売上金額をいう。

15　法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人の同条第八項第五号の三に規定する基準年度試験研究費の額（次項において「基準年度試験研究費の額」という。）の計算における基準連結事業年度等の同号の試験研究費の額については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額は、当該各号に定めるところによる。

一　合併等で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準連結事業年度等（当該合併法人等の基準連結事業年度等がない場合には、当該合併法人等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）の基準連結事業年度等を当該合併法人等の基準連結事業年度等とみなした場合における当該合併法人等の基準連結事業年度等。以下この項において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人等の第八項に規定する月別試験研究費の額（次号において「月別試験研究費の額」という。）を合計した金額に当該合併等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二　合併等で基準連結事業年度等の開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該基準連結事業年度等の開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準連結事業年度等（当該合併法人等の基準連結事業年度等がない場合には、当該合併に係る被合併法人等の基準連結事業年度等を当該合併法人等の基準連結事業年度等とみなした場合における当該基準連結事業年度等。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人等の月別試験研究費の額を合計した金額を加算する。

16　法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該適用年度の基準年度比売上金額減少割合の計算における当該連結親法人又はその連結子法人の基準連結事業年度等の同条第八項第五号の二の売上金額及び当該連結親法人又はその連結子法人の基準年度試験研究費の額の計算における基準連結事業年度等の同項第五号の三の試験研究費の額については、分割法人等の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十七条の四第十七項の認定を受けた合理的な方法を含む。）に従つて当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）の売上金額及び試験研究費の額を移転事業に係る金額と当該移転事業以外の事業に係る金額とに区分しているときは、当該分割等に係る分割法人等の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）及び分割承継法人等の連結親法人（当該分割承継法人等が連結親法人である場合には、当該分割承継法人等）の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたとき（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十七条の四第十七項の届出をしたときを含む。）に限り、次の各号に掲げる金額は、第十三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一　当該分割法人等及び分割承継法人等のイ及びロの基準連結事業年度等並びにハ及びニに規定する調整対象年度の売上金額　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等　当該分割法人等の基準連結事業年度等については、当該分割法人等の当該基準連結事業年度等の売上金額から、当該分割法人等の当該基準連結事業年度等の移転事業に係る売上金額（以下この条において「移転売上金額」という。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を控除する。この場合において、第十三項第一号及び第二号の規定を適用するときは、当該分割等については、当該分割法人等は同項第三号に掲げる法人に該当しないものとする。

ロ　分割等で基準連結事業年度等の開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割法人等　当該分割法人等の当該基準連結事業年度等については、当該分割法人等の当該基準連結事業年度等の売上金額から当該分割法人等の当該基準連結事業年度等の移転売上金額を控除する。この場合において、第十三項第一号及び第二号の規定を適用するときは、当該分割等については、当該分割法人等は同項第三号に掲げる法人に該当しないものとする。